



### 投票できる人

次の要件に該当し、米原市の選挙人名簿に登録されている人

◆年齢要件◆

平成6年7月14日以前に生まれた人

◆住所要件◆

平成26年3月25日以前に転入届がなされ、引き続き3か月以上米原市に住んでいる人

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

### 期日前投票

◆期間◆

6月27日(金)～7月12日(土)

◆投票場所と投票時間◆

市役所米原庁舎 8時30分～20時  
山東・伊吹・近江庁舎 8時30分～18時

### 入場券をお持ちください!

\*投票の際は、入場券をお持ちください。入場券は6月26日(木)に発送する予定です。

\*入場券を忘れたときは、投票所受付でその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

### ◆住所を異動した人の投票について

	届出日	投票
市内の転居	6月25日以前	新住所地の投票所での投票
	6月26日以後	前住所地の投票所での投票
滋賀県内の別の市町から転入	3月25日以前	米原市での投票
	3月26日以後	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地での投票となります。米原市では、不在者投票ができます。不在者投票をする場合は、前住所地の選挙管理委員会に事前に投票用紙などを請求してください。なお、請求には「引き続き滋賀県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。
県外からの転入	3月25日以前	米原市での投票
	3月26日以後	投票できません

### ◆市外に住所を異動した人の投票について

平成26年3月26日以降に米原市から滋賀県内の別の市町へ転出した人は、米原市での投票となります。また、転出先の市町で不在者投票ができますので、不在者投票をする場合は、「引き続き滋賀県内に住所を有する旨の証明書」を添えて、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

### ◆滞在先（他の市町村）での不在者投票◆

出張や里帰りなどで市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。手続に時間がかかりますので、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。



### ◆郵便等による不在者投票◆

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、右の要件に該当する人や介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

### ◆病院等における不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができる制度があります。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望する人は、施設の職員に申し出てください。

障がいの種類	身体障がい者等級	戦傷病者等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	
両下肢・体幹の障がい		特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	
肝臓の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

※投票日当日の投票所は、広報まいばら7月1日号でお知らせします。

お問い合わせ 選挙管理委員会事務局 総務部総務課内(米原庁舎) ☎52-1552 ☎52-4447